

BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案） （令和4年改定）【概要】

■目的・概要

官庁営繕事業における設計業務又は工事において、BIM モデルを成果品として提出する場合の成果品の作成方法及び確認方法を定めたものです。

■主な内容

- ・ 成果品の作成及び確認の方法に係る受発注者間の協議
- ・ BIM モデル等の成果品のフォルダ構成等

■主に使用する時期

設計段階、工事段階

■適用方法

<業務委託・工事発注を行う際の適用方法>

- ・ 設計業務、設計意図伝達業務、工事等の適用基準として、特記仕様書等に特記します。
- ・ 発注者が BIM モデルの作成及び利用を指定する場合は、指定する範囲を特記します。

<実施時の適用方法>

- ・ 発注者が BIM モデルを成果品として提出することを指定した場合又は受注者からの技術提案等に基づき BIM モデルが提出されることが契約図書に反映された場合は本手引きを適用し、成果品の作成及び確認を行います。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者、【設】設計者、【施】施工者に対する事項]

- ・ 発注者が指定した場合を除き、設計者又は施工者に BIM モデルを成果品として提出することを義務付けるものではありません。【発】【設】【施】